

## 新潟県条例第10号

新潟県防災会議条例の一部を改正する条例

新潟県防災会議条例（昭和37年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員及び専門委員) <b>第2条</b> 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、 <u>26人以内</u> 及び <u>12人以内</u> とする。 2～4 (略)	(委員及び専門委員) <b>第2条</b> 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、 <u>23人以内</u> 及び <u>10人以内</u> とする。 2～4 (略)

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年8月24日までの間において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第7号及び第8号の規定により任命される新潟県防災会議の委員の任期は、新潟県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。